

(社会体育施設関係)

使用料金減免取扱要領

第1 減免規定適用基準

(1) 使用料の免除

ア 遠軽町が主（共）催して事業を行う場合

① 遠軽町の行政機関や附属機関が主（共）催して行うスポーツ大会、発表会、会議、研修会など。

② 遠軽町教育委員会又は遠軽町の教育機関（小・中学校、図書館、公民館、博物館）が主催して行うスポーツ大会、発表会、会議、研修会など。（学校の部活動、PTA行事は教育課程に基づく教育活動ではないことから、本基準では対象外。）

イ 減免団体（平成19年9月30日以前に減免を受けていた団体）が主（共）催する総会及び大会や発表会、事業を行う場合

① 体育協会が主（共）催又は主管するスポーツ大会及び会議、研修会など。

② 体育協会加盟団体が主（共）催又は主管するスポーツ大会

③ スポーツ少年団本部が主（共）催又は主管するスポーツ大会及び会議、研修会など。

④ スポーツ少年団が主（共）催又は主管するスポーツ大会

⑤ 中体連及び中体連に準ずるスポーツ大会

⑥ 高体連及び高体連に準ずるスポーツ大会

⑦ 町内の公共的団体、社会教育関係団体及び社会福祉団体が主（共）催又は主管するスポーツ大会

(2) 暖房料

*暖房料の料金設定がされている遠軽コミュニティセンター及び瀬戸瀬コミュニティセンターの会議室等を使用する場合に適用する。

第2 減免手続き

(1) 第1(1)アに該当する場合は、「体育館専用使用許可申請書」、「体育施設専用使用許可申請書」、「コミュニティセンター専用使用許可申請書」又は「青少年会館使用許可申請書」の提出により、専用使用許可書を発行する。

(2) 第1(1)イに該当する場合は、「体育館専用使用許可申請書」、「体育施設専用使用許可申請書」、「コミュニティセンター専用使用許可申請書」又は「青少年会館使用許可申請書」並びに「体育館使用料減免申請書」、「体育施設使用料減免申請書」、「コミュニティセンター使用料減免申請書」又は「青少年会館使用料減免申請書」の提出により、専用使用許可書並びに使用料減免通知書を発行する。

第3 その他

(1) 「公共的団体等」の施設使用料減免の取扱いについて

第1(1)イ⑦に規定する「町内の公共的団体、社会教育関係団体及び社会福祉団体が主（共）催又は主管するスポーツ大会」の適用団体は、次のとおりとする。

ア 公共的団体

① 遠軽町自治会連合会（単位自治会は対象外）

② 遠軽町地区体育連絡協議会（各地区体育会も減免の対象とする。）

③ 遠軽町老人クラブ連合会（単位老人クラブは対象外）

イ 社会教育関係団体

- ① 遠軽町PTA連合会（単位PTAは対象外）
- ② 遠軽町女性団体協議会（単位婦人会は対象外）
- ③ 遠軽町子ども会育成連絡協議会（単位子ども会は対象外）

ウ 社会福祉団体

- ① 遠軽町社会福祉協議会

上記以外の団体で、当規定に該当すると思われる団体の取扱いについては、別途協議する。

(2) 小・中学校部活動の取扱いについて

部活動は教育課程に定められた教育活動ではないが、学校運営全体の中で配慮される教育活動と位置づけられることから、児童・生徒の心身の健全な発達を促す部活動を支援することを目的に、社会体育施設の使用料について免除することとする。

- ア 使用料 免除とする。（暖房料、設備使用料を含む）
- イ 申請方法 使用する施設の申請書により、学校長名で申請する。
- ウ 利用条件 やむを得ない場合を除き、原則として継続的な使用は認めないこととする。ただし、大会等のための強化・集中練習、学校に使用施設がない、何らかの事情で学校の施設が一時的に使用できない場合には使用を認めるものとする。

(3) 遠軽高校吹奏楽局の演奏会等の取扱いについて

「吹奏楽の町」として小学生から大人までの各吹奏楽団が全国大会出場の常連として活躍する中心になっている遠軽高校吹奏楽局の活動を支援し、遠軽町の音楽振興を推進する観点から、社会体育施設の使用料について免除することとする。

- ア 使用料 免除とする。（暖房料、設備使用料を含む）
- イ 免除の対象 定期演奏会などの町民を対象とした発表会及び各種大会出場のための練習に使用する場合。又は、何らかの事情で学校の施設が一時的に使用できない場合。
- ウ 申請方法 施設使用にかかる使用料免除の依頼文とあわせて、使用する施設の申請書により、学校長名で申請する。なお、施設の使用料減免申請書の様式が定められている施設については、あわせて申請する。

(4) 遠軽高校部活動の取扱いについて

遠軽高等学校の部活動支援による体育施設使用料免除については、次のように取り扱いするものとする。

- ア 申請書は、校長名で提出するものとする。
- イ 体育施設を使用して練習試合をする場合にあっては、使用料を免除しない。
- ウ 体育施設を使用して各種大会等を開催する場合にあっては、減免申請書を提出するものとする。
- エ 屋外体育施設の夜間照明を使用する場合にあっては、夜間照明使用料を免除しない。
- オ 部活動の種目外で体力づくり等を目的として体育施設を使用する場合にあっては、使用料を免除しない。
- カ 特殊な事例があった場合は、その都度、協議する。